

日本商業教育学会

北海道部会会報

第31号(2019年12月)

巻頭言

日本商業教育学会30周年記念大会に参加して

日本商業教育学会北海道部会

部会長 川眞田 政夫

令和元年度日本商業教育学会 第30回全国(群馬)大会が群馬県高崎商科大学で開催されました。全国大会も30回を向かえ記念式典が開催されました。

同学会北海道部会も設立から30年となり、部会長として部会に貢献されてこられた、古室俊行先生、(故)横川義雄先生、鈴木敏彦先生、石垣巧先生、津田雅彰先生をはじめ、歴代の顧問、副部会長、理事、監事、事務局長、事務局、会員の皆様が、並々ならぬご尽力によって、その役割を果たして参りました。ここに改めて深く敬意と感謝を申し上げます。

今回、北海道部会から、元部会長 石垣巧先生、前部会長 津田雅彰先生、前副部会長 碓井和弘先生、前事務局長 服部隆廣先生が功労者として全国表彰されました。本当にありがとうございました。

全国大会第2日目、自由論題研究報告の第2分科会では、北海道部会事務局長の北海道武蔵女子短期大学教授 高橋秀幸先生が『実践的簿記の学びからプレゼンテーション能力育成へクラウド会計ソフト「free」を利用した授業展開』を研究報告しました。是非、北海道部会の研究協議でご紹介いただきたいと思います。

この第30回記念大会開催地は、渋沢栄一氏の生誕の地です。渋沢先生は、『日本資本主義の父』と



も呼ばれ、数々の有名企業の設立に関わりました。また、「士魂商才」という言葉を好んだとも言われています。辞書には「武士の精神と商人の才とを兼備すること。『和魂漢才』からの造語」と説明されていますが、「人間の世の中に立つには、武士的精神の必要であることは無論であるが、しかし、武士的精神のみに偏して商才というものがなければ、経済の上から自滅を招くようになる」「その商才というものも、もともと道徳をもって根底としたものであって、道徳と離れた不道徳、欺瞞、浮華、軽佻の商才は、いわゆる小才氏、小利口であって、決して真の商才ではない」モラルや品格を重んじる武士の精神と、利益を生む商才をいかにして融合するかを貫かれ、両方が揃ってこそ、拝金主義や利己主義を抑え、商業の公共性、社会性が獲得されると説いていたそうです。函館商業高校の高是が『士魂商才』であり、生誕の地を訪れる私にとって感慨深いものでした。

さて、北海道部会では、昨年度に続き「未来社会を切り拓く新しい商業(ビジネス)教育の創造」を研究課題に掲げた本年度の総会・研究協議会も関係各位のご尽力により、研究会27名、懇談会19名の参加を得て盛大に終了させていただきました。心より厚く御礼申し上げます。

特に、大変お忙しい中、ご講演・ご発表いただきました、北星学園大学経済学部経済法学科教授 足立清人先生、北海道高等学校長協会商業部会長 西村修一先生、北海道教育庁学校教育局高校教育課キャリア教育指導グループ指導主事 岩館良伸先生、北海道立教育研究所附属情報処理教育センター主査 阿部敏幸先生、北海道札幌東商業高校副校長 池田隆先生、には重ねて衷心より厚くお礼申し上げます。今後の商業教育の取り組み、方向を示してくれたものと確信いたしております。

北海道部会では、2024年度全国(北海道)大会開催もあり、会員の皆様には今後とも特段のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

講演 I

「体験・私法教育 —商業教育と私法教育の連携を探る—

北星学園大学 経済学部経済法学科

教授 足立 清人

1. はじめに

本稿は、2019年10月5日(土)に、北星学園大学で行った「日本商業教育学会 北海道部会」での講演「体験・私法教育—商業教育と私法教育の連携を探る—」の概要である。

足立は、2016年度から、4年ゼミの活動の一環として、北星学園大学近郊の小中学校で、小学校6年生を対象に、私的自治の原則と契約自由の原則をテーマとした法教育授業を展開している(その意義については、拙稿「アクティブ・ラーニングとしての(?)ゼミ活動」北星論集(経)58巻2号85・86頁を参照)。ゼミでの活動と同時に、足立自身も、高等学校への出張講義や小中学校での法教育授業で、金銭消費貸借契約や不動産売買契約をテーマに法教育授業的な試みを継続してきた。

「日本商業教育学会 北海道部会」から「法教育」についての講演のご依頼をいただき、「商業教育」を自分なりに調べて勉強した結果、「商業教育」と「私法(法)教育」は連携可能なものであるという思いを持つに至った。本講演では、(力及ばなかったが、)それを示すことができれば、と考えていた。

2. 法教育・私法教育とは

法律実務家(弁護士、司法書士など)・法学研究者の間では、「法教育」は一種のトレンドである(たとえば、「法と教育学会」HP

(<http://gakkai.houkyouiku.jp/>)を参照されたい)。

「法教育」とは、法務省(法務省HP「生きるチカラ 法教育」

(<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>)によれば、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」である、とされる。

「私法教育」とは、私法分野の「法教育」である。

「私法」とは、高橋和之他編『法律学小辞典[第5版]』によれば、「国民ないし市民相互の関係を規律するもの」であり、民法、商法がその典型である。

「法教育推進協議会」では、「私法分野教育検討部会」を設置して、その検討の成果を、報告書「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」

(<http://www.moj.go.jp/content/000112183.pdf>)として取りまとめた。

本報告書では、「私法教育」の必要性について、

「私法は、市場経済の基本法であるとともに日常生活の規範であり、市民社会の基盤である。社会生活において最も身近な法は、民法を中心とする私法にほかならない。私人と私人との間の水平関係において、取引、組織、家族等の社会の基本的なルールを定める私法は、憲法と並ぶ重要性を有する。また、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの『生きる力』をはぐくむという教育的な観点から見ても、個人に関することは個人が自由意思によって決定したことを尊重し、それをもとに社会をつくるといういわゆる私的自治の原則をはじめとして、私法の考え方を身に付けることは極めて重要である。私法は個人の欲得の問題として軽視される傾向があるが、法領域の重要性の観点からも、教育の必要性の観点からも、私法についての学習を抜本的に充実させる必要がある。そこで、法教育の発展のためには、学校教育において、私法分野教育を、民法の一般原則を適切に踏まえつつ、憲法教育と同様に発展させることが極めて重要である」とする(下線は、足立)。

「私法教育」とは、「市場経済の基本法」を教えるものであり、「自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの『生きる力』をはぐくむという教育的な観点から見ても」重要である、とされる。

3. 「商業教育」とは—足立の理解

「商業教育」とは、文部科学省(文部科学省HP「専門教科『商業』の科目・内容」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyoc/hukyo3/004/siryo/attach/1398659.htm)によれば、「商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスに対する望ましい心構えや理念を身に付けさせるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる」もの、とされる。

商業科における「法律」科目として、「経済活動と法」が配置されており、そこでは、「(1)経済社会と法、(2)権利・義務と財産権、(3)財産権と契約、(4)企業活動に関する法、(5)社会生活に関する法、(6)紛争の予防と法」が取り扱われる。そのテキストとして、森島昭夫他著『経済活動と法』(実教出版、2015年)が用いられている。法務省HPの「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書

(<http://www.moj.go.jp/content/001181377.pdf>)によれば、森島他著『経済活動と法』がテキストとして使用され、充実度が高いものと評価されているが、実際の科目展開としては、高校の先生方によって、「教科書に即した副教材」が使用され、税務署、税理士や、消費生活センターなどと連携した教育も行われているようである。

森島他著『経済活動と法』は、民法、商法、民事訴

訟法など民事法全般を対象とするものであり、大学の「民事法入門」のような講義でも使うことができるくらいの内容である。私見では、本書を、高校の授業のテキストとして用いることはなかなか難しいように思われる。

4. 体験・「私法教育」

本講演では(講演らしくないのだが)、先生方に、足立が高校生(または大学1年生)を対象として行っている「私法教育」を体験していただいた。不動産売買契約書(添付資料)を素材に、先生方と足立との間で、問答形式(ソクラテス・メソッド)で、不動産売買契約(書)の内容や考え方を確認した。不動産売買契約書は、公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会が提供している契約書を使用させていただいた(インターネットからダウンロードできる)。また、民法の条文(現行民法と改正民法の条文)も配布した(民法の条文については、六法全書またはe-Gov 電子政府の総合窓口

(<https://www.e-gov.go.jp/>)を参照されたい)。

まず、先生方に、不動産売買契約書に目を通していただいた。そのうえで、次の問1、問2について考えていただいた。

問1 契約書から読み取れる、売買契約の時系列(時間の流れ)は、どうなっているでしょうか。(cf. 現行民法 555 条, 557 条, 587 条, 176 条, 177 条など)

問2 問題が生じた場合に備えて、どのような規律がなされているでしょうか。(cf. 現行民法 534 条, 415 条, 420 条, 570 条など)

問1 では、不動産売買契約の締結、①手付けの支払い・手付けの機能と手付けの期限、②売買代金の支払い・所有権移転・不動産の引渡し・所有権移転登記の申請、③融資利用の場合の手続きーローン契約(金銭消費貸借契約)とローン特約ーの時系列とその理由を考えたのと、付随的に、④地積や登記などの意味と機能について解説をした。

①は、不動産売買契約書 第2条と第16条に定められており、売買代金の一部に充当される(2条)が、解約手付けとしての性質を有する(16条)。現行民法 557 条に対応する。

②は、不動産売買契約書 第5条、第7条、第8条、第9条に定められており、不動産売買契約の実務では、売買代金の支払い、所有権の移転、不動産の引渡し、所有権移転登記の申請が、全て同時に行われることを確認した。買主の代金の支払いと、売主の不動産の引渡し・所有権の移転・所有権移転登記の申請が、確実に行われることを保障するものである。しかし、民法では、売買契約における物権(所有権)の移転は、契約当事者の意思表示によって生ずる(現行民法 176 条)。つまり、不動産売買契約

締結と同時に、所有権は移転する。ここでは、契約実務と民法の考え方の相違が示され、契約実務においては、契約両当事者の合意が優先することが示された。

③では、ローン(金銭消費貸借)契約の内容、不動産売買契約とローン契約との関係ー当然、(残)代金支払前に、ローン(融資)の審査が通り、ローン契約が締結され、融資が実行されないとならないーと、不動産売買契約書 20 条(ローン特約)の意味と融資未承認の場合の契約解除期限について確認と解説をした(なお、手付け解除期限と、融資未承認の場合の契約解除期限の関係については別稿(後述)で解説をする)。

④では、付随的に、不動産売買での土地の面積(地積)や建物の面積(床面積)、さらに、登記の内容と機能について確認と解説をした。

問1 は、契約実務の考え方を伝えることと、不動産売買契約書と民法の関連条文を照らし合わせることで、民法(私法)の考え方を理解し、契約料当事者の合意が尊重される私的自治の原則・契約自由の原則を伝えることを目的にしている。

問2 では、不動産売買契約で問題が生じた場合の解決法として、⑤危険負担責任、⑥契約違反(債務不履行)責任、⑦瑕疵担保責任の内容と機能を考えた(もっとも、足立の講演スキルの拙さのために、2 番目の問いについては、駆け足での解説に留まった)。

⑤とは、物件の引渡し前に、物件が、天災地変その他売主または買主いずれにも帰することができない事由によって滅失した場合に、不動産売買契約がどうなるのかについて定めたものであり、不動産売買契約書 17 条に規定されている。その内容は、現行民法 534 条(債権者主義、買主は物件の引渡しを受けられなくても、その代金を支払わないとならない)とは異なるが、契約書記載の内容が優先する。改正民法では、現行民法 534 条が削除され、実務に合わせるかたちで、改正民法 567 条が新設された。

⑥では、損害賠償の請求(違約金の問題・性質)と契約の解除が問題とされる。民法では、契約違反(債務不履行責任)に基づく損害賠償の請求に当たって、損害賠償額の算定が問題となる(現行民法 416 条)が、実務では、煩瑣な損害賠償額の算定を避けて、予め違約金が定められている(不動産売買契約書 18 条)。違約金は、損害賠償額の算定に関わるだけではなく、違約金を予め定めておくことで、契約両当事者の履行を促すという機能ももつ。

⑦は、購入した物件に、一見しては分からない欠陥(「隠れた瑕疵」)があった場合の対処法である。不動産売買契約書 21 条に規定されている。瑕疵担保責任を規定する現行民法 570 条では、損害賠償の請求か契約の解除しか認められていないが、契約書では、より柔軟な対応が定められている。この場合

も、もちろん、契約書の条項が優先する。改正民法では、現行民法 570 条が削除されて、実務に合わせるかたちで、改正民法 562 条～566 条が新設された

問 2 では、不動産売買契約で問題が生じた場合について、もちろん、民法でも、契約違反の責任は定められているのだが、契約実務では、契約両当事者の合意によって、よりきめ細かな手当てがなされていることを確認した。問 2 も、契約両当事者の合意が優先するのを確認することを目的とする。

本「私法教育」では、契約実務の知識や考え方を伝えるのはもちろんだが、契約実務の考え方の理由—なぜ、そうなるのか（理由・趣旨）を考えさせ、理解させることに重点をおいている。それが、結局は、私法の理念・価値—私的自治の原則や契約自由の原則を伝えることにも繋がると考えるからである。

5. おわりに

—「商業教育」と「私法教育」の連携を探る

本講演では、先生方に、足立が行う「私法教育」を体験していただいた。契約書を用いた講義を行うことで、受講者—それがたとえ高校生であったとしても—に、契約実務の内容と考え方、その理由・趣旨、さらには私法の理念・価値を伝えることができるのではないかと考えている。これは、商業教育の目的である、商業の「基礎的・基本的な知識と技術」を習得させ、ビジネスの「心構えや理念」を身につけさせることにも資するように考えられる。

なお、本講演でも指摘させていただいたが、たとえば、会計知識と金融法務を組み合わせた、「商業教育」と「私法教育」のより実践的な連携の可能性も探りたいと考えている（この着想については、また別の機会に論ずる予定である）。

「商業教育」と「私法教育」の連携は可能であると考えます。そのためには、先生方と法学者との人的交流、さらには共同研究や共同での教材開発が必要ではないかと思っている（その働きかけもしてみたい）。

なお、本講演の内容は、「北星学園大学 教職過程年報第 3 号」（2020 年 3 月 31 日発行予定）で、より詳しく報告させていただく。そちらも参照していただきたい。

本講演は、私事により、準備もままならず、しかも当日はバタバタと退散した。この場を借りて、お詫びを申し上げたい。

（※本稿の文中の URL は、2019 年 11 月 18 日のものである。）

【参考・紹介文献】

森島昭夫他著『経済活動と法』（実教出版、2015 年）

大村敦志『リサとなかまたち、民法に挑む』（太郎次郎社エディタス、2015 年）

日弁連市民のための法教育委員会編著『小学校のための法教育 12 教材』（東洋館出版社、2017 年）

法と教育学会編『法と教育』（商事法務）（学会誌・毎年発行）

番場博之・森脇一郎・水島啓進『高等学校と商業教育』（八千代出版、2018 年）

河内満『ビジネス教育論の展開』（大学教育出版、2017 年）

大村敦志『生活のための制度を創る』（有斐閣、2005 年）

木庭頭『誰のために法は生まれた』（朝日出版社、2018 年）



（講演 I の様子と講演者の足立清人氏）

基調講話 I

商業教育のこれまでとこれから

北海道高等学校長協会商業部会長
北海道札幌東商業高等学校長 西村 修一

1 昨今の教育改革を皆さんはどう思うか？

令和元年5月17日に公表された教育再生実行会議の第十一次提言において、普通科について、生徒の意欲と関心を喚起し、能力を最大限引き出すことができるようにするため、類型の例が次のとおり示されています。

- ・キャリアをデザインする力の育成重視
- ・グローバルに活躍するリーダーの素養の育成重視
- ・サイエンスやテクノロジーの分野等におけるイノベーターとしての素養の育成重視
- ・地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

これらの多くは、商業高校がその特徴を生かしてアプローチしてきたものです。

また、小学校段階からプログラミング教育を導入しようとしているが、これは商業高校が昭和40年代から先駆的に取り組んできたものです。探究活動については、平成6年実施の高等学校学習指導要領において科目「課題研究」を設けて取り組んできたものです。「社会に開かれた教育課程」についても、地域の人的・物的資源を活用したりして社会と連携して人材育成に取り組んできました。

こうしたことから、ご参加の先生方は、この提言などを見て、「何を今さら」と思った方もいたと思いますが、いかがでしょうか。提言をまとめた方々が意図したかどうかは分からないが、普通科改革とは、特色を出すために普通科を商業高校に寄せることのように見えてしまう。普通科を改革するぐらいなら、普通科を商業に関する学科に転換する方がよほど実効性があると思う。

2 ビジネスを教えたつもり

簿記や情報処理を教えたことをもってビジネスを教えたつもりになっていないでしょうか。簿記や情報処理はビジネスを展開する上でのツールです。ビジネスそのものではありません。卒業していく生徒たちに、高校で何を学んだかを聞いてみてもらいたい。ビジネスを語ったら、その高校ではビジネスをしっかりと教えたと言えます。検定試験合格に向けて努力したことを語ったら、ビジネスを教えてきていないのではないかと捉えることが必要だと思います。

3 教育課程は誰のもの？

そもそも教育課程は、誰のためにあるのでしょうか。生徒のためにあるものであり、先生方のためにあるものではありません。

各高等学校では、2022年度入学生の教育課程を編成していることと思います。学校で育成を目指す人材像を実現するために、どのような教育課程が望ましいかという発想で考えているのでしょうか。この科目は教えやすい、教えられる、この科目は教えられない、自分が担当している教科の先生方の人数は何人だから、どの科目を何単位で設定すると持ち時間が少なめになるといったといった教師の都合で教育課程を編成しようとしていないでしょうか。

4 商業教育は商業科教育か？

商業教育と商業科教育はイコールではありません。商業科教育は、商業科の先生方が教科商業科の授業で行うものです。商業教育とは、ビジネスを担う人材の育成ですから、教科商業科を核として全ての教育活動で行うものである。学校全体で商業教育を展開することは、商業高校でなければできないことです。その強みを生かして、商業高校の充実を図っていく必要があります。

5 商業の学びを生かせる職業はなくなるのか

Society5.0と言われる新たな時代を迎えようとしています。その中では、求められる人材も変化していきます。今商業高校生が学んでいることは、将来役に立たないのでしょうか。

教科商業科で学んでいることは、特定の業種や職種のみで役立つというのではなく、極めて汎用性の高い、社会で必ず必要となるものである。学習指導要領解説商業編には、商業で育成を目指す人材の具体が例示されています。確認していただきたい。

6 リープフロッグ現象

これまで商業高校が、時代の先を見通して、道なき道を切り開いてきたことに、大いに胸を張るべきだと思います。

一方で、商業高校が先陣を切って取り組んできたことを普通科高校でも取り入れようとしていることから、専門高校は、このままではそれぞれの学科の特色が薄れ、存在意義を問われることになりかねません。実学の視点からの商業教育の専門性の深化、体系的・系統的な商業教育、共通教科を含めた全ての教育活動を通じた人材育成、新高等学校学習指導要領の教科商業科で示されていることを確実に実現して差別化を図っていくことが重要であると思います。そのために、捨てるべきものは捨て、取り入れるべきものは貪欲に取り入れ、改善すべきものは失敗を恐れずに改善して行かなければなりません。商業高校は、生きたビジネスを学ぶ高校です。経済社会が常に変化し、そこで求められる人材も変化することから、進化の歩みを止めた瞬間に時代に

取り残されることとなります。商業高校に完成形はありません。常に過渡期です。リープフロッグ現象における飛び越えられる側に例えられることがないよう、先を走り続けなければならないと思います。



(基調講話Ⅰ：西村修一氏)

基調講話Ⅱ

所管事項説明

北海道教育庁学校教育局高校教育課
キャリア教育指導グループ指導主事 岩館 良伸

1 高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会から

○地域との連携による高等学校教育改革推進事業
・今年度から文科省で新たに始まった事業であり、地域の課題解決を探究的な学びを通し実現することを目的とする。北海道では、グローバル型で登別明日中等教育学校が指定された。

○社会に開かれた教育課程

・社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介して目標を社会と学校が共有するなどの取組を行う。学校教育は、学校だけで指導するのは限界がある。

○カリキュラム・マネジメント

・社会に開かれた教育課程を実現するため、教育内容等を教科等横断的な視野で組

み立てるとともに、教育課程の実施状況を評価してその改善を図る。また、教育課程の実施には、地域の人的・物的資源を活用する。

・カリキュラム・マネジメントの実現のためには、指導と評価の一体化を図り、生徒一人一人の学習の成立を促すための評価を取り入れる。

・評価を活用し、教育課程、教育計画を振り返るこ

とで、教育の質の向上を図る。

○観点別学習状況の評価の工夫

・授業では単元、題材などの内容のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫する。また、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすことが必要である。

・資質・能力の3つの柱に合わせた評価の例として、「知識・技術」においては、ペーパーテストを用いることが考えられる。その場合、知識の習得を問う問題と知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。「思考・判断・表現」においては、論述やレポート、作品の制作や表現等の多様な活動を評価することが考えられる。「主体的に学習に取り組む態度」においては、授業中の発言、行動観察などを評価することが考えられる。その場合、生徒の自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることも考えられる。

2 道教委事業について

○北海道高等学校学力向上実践事業（H29～31）

・学力の3要素をはじめ、生徒の学習状況を把握する学力テストを実施した。学習内容が定着できるような教材の開発を行った。知識及び技能（技術）、思考力・判断力・表現力等のバランスを重視することが大切で在り、道教委のホームページで教材等を公開している。

○高等学校 OPEN プロジェクト（H30～R2）

・学校が地域との協働を通じた研究実践を支援している。3年間の研究であるが、2年目に当たる今年度は、10月31日に全道フォーラムを開催する。

○キャリア・パスポート

・新学習指導要領では、特別活動を要としたキャリア教育の推進が示されている。道教委としても、生徒の活動を記録し蓄積する教材の例示を行い、各学校がキャリア・パスポートの導入に向けて準備しやすいうよう支援しているところである。

3 特色ある教育課程の編成・実施について

○令和元年度（2019年度）高等学校教育課程編成・実施の手引き

・各教科、科目において ICT を活用した授業改善の例示をした。商業においては、新学習指導要領において注目されている科目「観光ビジネス」の事例をまとめた。10月末に道教委のホームページに公開される予定である。

○下川商業高校の取組

・社会に開かれた教育課程について、下川商業高校は「森林教室」や「うどん教室」を通じて地域連携を実践しているところである。今年度から、コミュニティスクールを導入し、地域社会の声を取り入れ、協働した学校づくりを目指している。

○札幌東商業高校の取組

・学校設定科目「ビジネス英語」において、主体的・対話的で深い学びを実践しているところである。英語の4技能のうち、「話す力」に注力し、ビジネスシーンや海外への渡航を想定したロールプレイの学習などを取り入れている。

4 北海道高等学校教育課程編成基準の改正に向けて

・各学校がカリキュラム・マネジメントの実現を図るため、商業教育として二つの課題がある。一つ目は、自校の履修単位数が適当なものか分析・検討していないことである。北海道と全国の履修単位数の平均を分析すると、科目「プログラミング」において、0.8ポイント北海道の平均が低い。また、会計分野において、科目「簿記」の履修単位数が多いことから、同じ分野においても偏った指導をしている傾向がある。今後は、カリキュラム・マネジメントの実現やプログラミング的思考力を育むことが求められる中、北海道としても新高等学校学習指導要領の改訂に伴い、各校が対応をしなければならない。

・二つ目は、学校設定科目が多いことである。学校設定科目は、ビジネスの発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合のみ設けることができるが、多くの学校では、検定・資格の指導に関係する学校設定科目を置いている。

・各学校においては、商業教育が系統性を持つよう教育課程を編成し、簿記や情報処理などの手段の習得に偏った教育課程については、今後も指導助言をしていきたい。



(基調講話Ⅱ：岩館良伸氏)

基調講話Ⅲ

新しいサービスの活用について

北海道立教育研究所

附属情報処理教育センター主査 阿部 敏幸

1 はじめに

本日は、当研究所及び当センターの取組等について説明する。

2 教員研修

当研究所では、今年度、学習指導要領改訂の趣旨や学校現場の実態を踏まえて全面的に研修講座の見直しを行ってきた。昨年度制定した所員の行動指針「どうけんフィロソフィ」に基づき「徹底した現場第一主義で未来教育の創造を」の方針の下、今日的な教育課題や学校等のニーズを踏まえた研修内容の充実や、受講者の自己成長を支援する講座の工夫と研修サイクルの確立を念頭に例年よりも早い時期から研修講座の準備を進めてきた。

こうした中、当センターでは、商業の先生方を対象とした研修講座として、6月27日(木)から28日(金)の2日間の日程で「実践的・体験的な学習活動推進研修」を実施した。

この講座は、実践的・体験的な学習活動を取り入れた授業をどのように行うとよいのか?といった視点で、科目「情報処理」の授業づくりの進め方について理解を深め、実践的指導力の向上を図り、新しい授業の改善・充実に向けた方策を考えることをねらいとしたものである。

次期学習指導要領では「受動的な授業・学習」から「能動的な授業・学習」への転換が求められている。そのため、当センターの研修講座についても、これまで以上に先生方一人ひとりのニーズや課題に対応した内容になるよう見直しを行い、様々な改善を図ったところである。

具体的には、講師や受講者同士との対話、講師等からのレクチャー、個人ワーク、深い対話、コメントシート(質問シート)、研修後アンケートなどを効果的に位置づけるなどの研修形態を工夫し、受講者の先生方と講師、所員とが一丸となって学校教育の課題に正対した研修になるよう改善した。

今年、受講された先生からは、新たな気付きや再確認できたこととして「正解ではなく、最適解を探究する学習内容の必要性」や、「実務に即した学習活動において、何ができるようになるのか?を常に生徒に問いかける授業の必要性」について挙げられている先生方が多く、今後の具体的な取組内容として「ケースメソッドの作成を行い、自分なりの解決策を理論的に考えることができる授業づくりを目指す」といった声が聞かれた。

当センターとしても、こうした意見を参考に、次年度に向けてさらに充実した内容になるよう検討を重ねていく。

3 生徒実習

当センターの生徒実習システムは、社会や産業の変化の状況等に対応できる人材を育成するため、道立学校にある既存の設備では実施することが難しい商業及び工業の専門性の高い実習内容を安定した環境で提供しているものである。

商業に関する実習内容としては、Windows Server 2016 Standard のインストール、サーバーの設定やサーバー上の各種アプリケーションの運用管理について学習することができる「サーバー構築実習」、Windows10 の操作や設定について学習することができ、サーバー構築実習と連動し、クライアント側の操作や設定について学習することができる「OS 操作実習」、CMS である NetCommons を活用したウェブページや EC サイトの制作について学習することができる「CMS 実習」、ネットワークを活用した会社経営シミュレーションを行い、現金出納帳、決算報告書の作成等の会計処理を学習することができる「ビジネスゲーム実習」、ウェブページや EC サイトの制作実習を通して、ウェブデザインに関する基礎的な知識や技法を学習することができる「電子商取引実習」を提供している。

実習専用のコンピュータを設置する情報処理科・情報システム科を有する学校からは、すべての実習を利用できるほか、商業に関する学科を有する全ての道立学校からは、「ビジネスゲーム実習」と「電子商取引実習」については、パソコン教室等に設置された既存のコンピュータで利用できるのもので、商業を学ぶ多くの生徒たちが、生徒実習システムを活用して、実践的・体験的な学習活動を充実し、授業改善に役立てていただくことを期待している。

4 情報教育の振興

当センターでは、小学4年生から6年生までの児童とその保護者を対象に、コンピュータを活用したプログラミング的思考を親子で体験してもらう「親子コンピュータ教室」を実施している。

今年度は、夏季休業直後の7月に実施しましたが、定員の2倍以上の応募をいただき、児童だけでなく保護者からの関心の高さをうかがえる結果となった。

このイベントでは、児童がプログラミングに取り組んだり、コンピュータを活用したりすることの楽しさや面白さ、ものごとを成し遂げたという実感を味わってもらうことをねらいとしている。

単に「楽しい」だけで終わっては十分とは言えないが、まずは楽しさや面白さ、達成感を味わわせることによって、コンピュータ等を「もっと活用したい」、「上手に活用したい」といった意欲を喚起することに

繋がられているのではないかと感じている。

今後、小学校では各教科で、中学校では技術・家庭科でプログラミング教育を学んだ生徒が商業高校にも入学してくることになるため、地域の小学校や中学校との連携や共通教科情報科において取り組むプログラミング教育との棲み分けを意識しながら、商業高校におけるプログラミング教育の在り方についてぜひ検討を進めていく必要がある。

5 おわりに

当センターとしては、今後とも、持てる資産や機能を十分に発揮して、北海道の商業教育充実のため、お役に立てるよう、全力で対応させていただき所存である。



(基調講話Ⅲと実践発表Ⅱ：阿部敏幸氏)

実践発表 I

将来像検討委員会の取組

「東商ブランド」力の向上に向けて

北海道札幌東商業高等学校 副校長 池田 隆

1 はじめに

平成29年度から2年間、札幌東商業高校の現状の分析と課題の洗い出しを行い、今後のあるべき姿、将来像について検討することとなった。本日の発表では、委員会の活動と私が管理職として担当した1年間の活動状況等についての実践報告とさせていただきます。

2 背景と課題

はじめに、委員会設置の背景と、本校が抱える課題について説明する。背景の一つ目は、中学卒業生の減少と社会全体の構造変化についてである。少子化の影響により石狩学区では、令和2年から3年にかけて約

1,000名の中学校卒業生数の減少が見込まれており、これにより高校を取り巻く環境が大きく変化することが予想されている。こうした中、本校で学ぶ生徒の専門性と幅広い学習ニーズに対応し、未来のビジネスを担う人材を育成するには、一定の学力水準を担保し、社会で生きぬく力は何かを明確にすることが必要となった。

背景の二つ目は、次期学習指導要領への円滑な対応である。今回の学習指導要領改訂のポイントは、これからの予測困難な時代を生きる生徒にとって必要な資質・能力は何かを見直すものである。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と学習評価の充実が求められていること、これらを保証する教育課程の実現に向け、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程の実現を目指すこと、学習指導要領の趣旨を実現しつつ、商業に関する学科で学ぶ本校の生徒に対し、最高の学習を提供できる教育課程編成を進めることなどが必要となった。

次に、本校が抱える課題についてであるが、大きく分けると教育課程、生徒指導、教職員の意識の3つと考える。

教育課程では、商業に関する学科としての専門性を進化させることが必要であること、新学習指導要領の円滑な実施に向けた、各教科での取組を進めること。

生徒指導では、学校、家庭や社会等、様々な要因や背景が複雑に関連し、これまでの経験値や学校だけでは対応が難しくなってきたこと。

教職員の意識では、働き方改革を含め、今後必要となる学びを考え、研修を深め対応にあたること。

以上に加え、学校評議員や関係団体等から、本校に対する改善策や産業経済の発展に寄与する人材育成の方策等について意見を受けたところであり、これらを鑑みながら、入学生の確保、現生徒への学びの充実、そして、札東商の将来像について、一定の方向性を示すこととなった。

3 将来像検討委員会の活動

次に、活動の実際について説明する。はじめに、組織体制について。初年度は一組織として調査、協議を進めていたが、具体的方策を検討する「グループ別会議」と、それにアドバイスや支援をする、「代表者会議」の組織体制とした。

グループ別会議では、短期的な視点から検討を進める「学力向上検討グループ」、中長期的な視点から検討を進める「将来像検討グループ」の2つのグループを設置。各グループに、チーフと記録者を置き、定期的にグループ別の会議を開催した。代表者会議では、メンバーを、副校長、教頭、グループのチーフとした。各グループでの検討、方策等を報告し、次回グループ別会議での検討に当たってフォローアップする組織とした。グループ確定後、委員の先生方に、平成27年8月報告された、中教審教育課程企画特別部会における

論点整理に記載された、学校の意義について伝えた。

次に、各グループでの協議事項について、グループで検討を進めた。その際、計画を短期、中・長期に分け、できないこと、難しいことは全て、中・長期の検討事項とした。大筋は次のとおりである。

○ 学力向上検討グループ

- ・短期的な視点から、現代的な諸課題の解決と質の向上について
- ・現行学習指導要領のもと、学習の基盤となる基礎学力を育成し、生徒自らが積極的に学ぶことのできる授業改善と学習評価の在り方について

○ 将来像検討グループ

- ・中・長期的な視点から、少子化対策に向け、魅力ある学校づくりを進めるための具体的な方策について
- ・次期学習指導要領の実施に向け、札東商として目指す学校像、教育活動全体を通して育成する資質・能力の明確化について

本校が現状を維持しながら、活力ある教育活動を展開し、生徒の学習ニーズに応えることのできる教育課程編成、「魅力ある札東商」に当たっての基本的な考え方と具体的な策を協議するための準備が整った。

一方で、ここにたどり着くまでに多くの時間を要した。それが業務の多忙感であり、委員が揃って協議する時間の確保が難しかった。心身ともに健康な教職員が生徒の教育に携わることが重要であり、そのためには、何らかの業務改善を進めていくしかないと考えた。そこで、先生方からの意見を元に、管理職として次のような業務改善を行った。

4 検討事項のまとめと管理職の対応

(1) 教育目標等について

本校における経営理念と展望を明確化し、全職員の共通理解による分かりやすい学校教育目標を設定することが必要である。また、予測困難なこれからの時代で生きていくためには、自ら思考し、協働しながら課題を解決することが必要であり、その土台となる最低限の知識や技能、学習の基盤、専門性を身に付けさせることが全ての教科において重要である。

(改善) 本年度、校長の学校経営に関する基本方針により、「育成を目指す資質・能力」を新規に、「重点目標」及び「教育課程編成の方針」を変更。また、4学科の目標も全て一新した。

(2) 校務分掌について

教師一人一人が本校の教育活動にやりがいを持ち、専門性を生かしながら、生徒に関わる幅広い教育活動を展開することが重要である。また、細分化された校務に関する分掌業務が多く、十分な整理がされないまま業務量だけが増大している。このことから、校務に関する分掌を整理し、一人一人の生徒に関わ

る時間及び教材研究の時間を増加させる。さらに、一部の教師に業務が集中しないよう組織運営体制を見直すことが重要であり、業務改善を進めることが必要である。

(改善1) 校務分掌については、分掌の業務内容を精選するとともに、他分掌に移行できる業務については、積極的に移行する。また、構成人員についても、業務量を鑑みながら適切な人員に設定する。

(改善2) 学年担任等は、商業科と普通教科のバランスを図りながら決定する。その後、分掌のメンバーを決定する。再任用（フルタイム、パートタイム）の先生が多くなってきたこともあり、組織の人数構成を変更するなど流動的な対応を可能にした。

(3) 校内委員会について

現行設置されている校内委員会を見直し、スリム化を図ることが必要である。

(改善) 16の委員会を11に整理・統合し、次の点について改善を図った。

- ・法令による設置が必要ないじめ防止対策委員会を設置すること。
- ・新たにキャリア教育推進を新設、教務部と進路指導部管轄で企画、立案する体制とした。

(4) 部活動顧問について

部活動については、生徒の自主的な活動とし、教育課程に位置付けられていないものの、達成感や成就感を高められることから、一定のルールを決定し、対応することが必要である。

(改善) 一人で複数の部活動顧問を担当している先生もいたことから整理した。一部活動の顧問は2名まで、一人一部活動の顧問とした。部員数、前年度の実績、活動状況等を判断の基準とした。

(5) 教育課程について

これまでの教育課程の不断の見直しや改善に加え、「社会に開かれた教育課程」の視点から、学校と保護者、地域、関連団体等とが連携しながら生徒を育てていくことが求められている。そのためにも、学習内容の横断的な取組、生徒や地域の現状やデータを活用したPDC Aサイクルの確立、学校内外の人的・物的な教育資源の効果的な組合せが必要である。

また、基礎・基本を徹底し、学習内容と社会との繋がりを明確化する学習活動を計画、実践していくことが大切であり、7時間授業や土曜日授業の実施は必然である。このことは、言語活動の充実、主体的・対話的で深い学び、課題選択及び自主的・自発的な学習の深まりにも繋がる。

さらに、教科指導だけではなく、学年による継続的かつ、積極的な連携と引継ぎが必要であり、例え

ば、入学時にキャリアプランを作成し、生徒自身にPDC Aサイクルを回させることや、キャリアノートやポートフォリオ等を積極的に活用させ、活動の状況をLHR等で報告させる機会を設けることが重要である。

(改善1) 本年度から、北海商科大学と国際経済科が「中国語」と「韓国語」の連携を進めた。

(改善2) 高崎商科大学と会計ビジネス科が「簿記教育の充実」に向け、H a u l - Aプロジェクトの連携を進めた。

(改善3) キャリア教育推進委員会を新設。学校の教育活動全体を通して、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質や能力を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が必要であると判断。

(改善4) キャリアに関する年間指導計画を新たに作成した。

(6) 商業科・商業教育について

職業教育を主とする専門学科であることから、商業の学びを生かした教科横断的な取組や行事内容の検討が必要である。多様な進路実現に向け、ある業種や職種に固定化するのではなく、活動の幅を広げた体験的な学習の検討が必要である。

また、学びの意義を持たせることが必要であることから、全ての教科・科目において「学校での勉強は役に立たない」という考えを抱かせないような授業、教材、教具等の工夫が必要である。

これからは一つの質問に対し、決まった一つの答えを出す時代ではない。そのためには、質問に対して物事を論理的に分析し、自身の仮説を立て検証し、その過程を自分の言葉で的確に説明できる力が必要である。また、グローバル社会で業務を進める上では、一方的に自らの考えを主張するのではなく、相手を理解し受け入れる力が必要であり、そのためには、自分を理解するとともに、相手の価値観を理解するための幅広い知識や教養、そしてコミュニケーション力が必要である。

(改善1) 商業科の組織体制を変更した。本校は4学科あり、各学科長を管理職が決め、さらにその中から科長を決定した。科長は、学科全体のことを俯瞰し、専念することが必要であると考え、別に管理職が決定することとした。

(改善2) 4学科の目標と重点目標を全面的に変更し、これからの時代に対応できる人材育成の目標とした。

(改善3) 商業の基礎と専門性を高める教育課程を編成中である。

(7) 学校PR活動等について

学校PR活動の充実、伝わる広報活動とは何か。小中学生とその保護者、教員、地域等への積極的な

説明が必要である。

(改善) 学校紹介 (パンフレット)、ポスターの内容を全面改定。来週から、進学塾に学校説明に伺うこととなっている。

5 おわりに

最後に副校長として重視している3点と、理想の学校像について述べて報告を終える。

- ・校長の意図を的確に理解し、適切に職員に伝達すること。
- ・慣例に流されず、改善への意欲を持つこと。
- ・高いアンテナを張り、情報収集と対話を怠らないこと。

これからの学校は、個々の教職員が自らの職責を自覚しながら能力や個性を発揮し、チームとしての力を生かしながら、学校組織全体の総合力を高めることと考える。



(実践発表 I : 池田 隆氏)

実践発表 II

「最新の教育動向」～SINET を活用した未来の教育～

北海道立教育研究所

附属情報処理教育センター 主査 阿部 敏幸

1 はじめに

本日は「教育の情報化の推進」に関連し、「最新の教育動向」と題して、文部科学省が今年3月に公表した初等中等教育に開放する学術通信ネットワーク「SINET」を活用した未来の教育に関連したお話しをさせていただきます。

「SINET」の活用に関しては、道立学校や道立教

育機関を結ぶイントラネット「北海道教育情報通信ネットワーク(通称:ほっかいどうスクールネット)」の今後の在り方や、学校におけるICT環境、ネットワーク環境にも深く関わってくる内容になるため、文部科学省や総務省、経済産業省などの国の機関の動向を踏まえながら、道教委や道研が進めている取り組みについてお話しする。

2 これからの社会と人材育成

(1) 社会の変化の理解

今の社会においては、スマートフォンやインターネットのある生活はごく当たり前になり、ある意味、便利な世の中になった。未来の社会では、さらにバーチャルとリアルが融合し、新たな社会である「Society5.0」が始まると言われている。

こうした社会の変化の中で、「教育」や「学び」はどうなっていくのか。Society5.0では、モノのインターネットと呼ばれる「IoT」ですべての人と様々な知識や情報、モノが共有される。このように、情報が経済的な発展のための道具から、環境面や人の暮らしも含めた社会基盤を支える道具になる世界が、Society5.0の社会であり、今、国が目指している社会になる。

(2) 社会の変化に対応するために必要なこと

先端技術と社会との高度な融合は、教育の世界にも大きな変革をもたらすことが考えられる。昨年、文部科学省は「Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」で、Society5.0において求められる人材像、学びの在り方を提唱している。

この中で、新時代に求められる「リテラシー」として、「文章や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力」が重要であるとし、新たな社会を牽引するのは、新たなビジネスを創造できる人材であり、こうした人材の育成には、異分野をつなげる力と新たな物事にチャレンジするアントレプレナーシップが欠かせないとしている。

3 国の動向

(1) 経済産業省(「未来の教室」とEdTech研究会)

経済産業省は、教育改革に関する有識者会議「『未来の教室』とEdTech研究会」において、今年6月、「未来の教室」ビジョンとして第2次提言を公表した。

EdTechとは、Education(教育)×Technology(テクノロジー)を組み合わせさせた造語で、AIや動画、オンライン会話といったデジタル技術を活用した教育技法のことを表している。

具体的な事例としては、リクルートの「スタディアアプリ」や、先生同士のコミュニケーションの場である「SENSEI NOTE」、オンラインで大学の講義が

受講できる「(ムーク)MOOC」などがある。

多くの企業が参入し、様々なサービスが享受できる状況になってきているが、多くの学校でICT環境整備の課題が挙げられている。EdTechを十分に活用するためには、1人1台のタブレット端末の整備や、無線LAN環境において安全で快適に動画コンテンツを視聴できるネットワーク環境が必要になるためである。

(2) 文部科学省

文部科学省は、今年6月「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」を公表した。

最終まとめでは、ICT環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用することで、子どもの力を最大限に引き出し、「誰1人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を実現する具体例が示されている。

具体的には、国立情報学研究所が構築・運用する世界最高級の通信インフラである「SINET」を初等中等教育にも開放し、活用することで、地理的な要因を問わず、費用や時間のコストを低減した教育機会を提供しようとするものである。

SINETの活用により、遠隔教育、オンラインコンテンツ・校務データ管理などでのクラウド活用、大学や研究機関との交流・連携の強化などが促進されるとしている。

また、この推進方策では、地域間格差のある学校のICT環境整備の現状を踏まえ、安価な環境整備に向けた具体的モデルを提示している。

さらに、これらの実現に向けた2025年度までの工程表も公表し、2020年度までに「先端技術利活用ガイドライン」策定し、2022年度までに「SINET」の本格運用などのスケジュールを示している。

4 道の動向

(1) 北海道教育委員会

道教委では、2017年12月に「北海道における教育の情報化推進指針」を策定した。

ここでは、教育の情報化に関わり、これまでの学校教育において見られた課題を解決し、これからの時代に求められる情報活用能力の育成が全道的に確実に図られるよう、北海道における教育の情報化の目指す姿を大きく4項目にまとめている。

また、目指す姿を実現するための基盤づくりとして、インターネットを利用できる通信環境と機器の整備、ICTを活用した授業及び遠隔授業の実施のためのノウハウの確立と共有、教員のICT活用指導力の向上を図る研修の充実を挙げている。

(2) 北海道立教育研究所

道立教育研究所では、これまで部・センターごとに行っていたプロジェクト研究を、来年度から一本化し、部・センターが連携する形態に変更した。

研究テーマは「『未来の教育』の在り方に関する

研究」で、研究期間は3年間になる。

研究内容としては、2つあり、1点目の「未来の教育の学びのスタイル」については、各校種の授業研究を想定しており、遠隔授業、ICTやクラウドの活用、SINETの活用、民間オンデマンド等の活用のほか、これらの手段を活用した教員研修の研究を想定している。2点目の「未来の教育の環境」については、新しい学びを実現するICT環境の整備に関する研究を想定しており、機器、ネットワーク、クラウド、セキュリティについて既に道研で調査研究済みのデータを活用して行う予定である。

こうした研究に取り組む背景としては、Society5.0時代の到来、人口減少・少子化に伴う学校の小規模化の進展により、学校教育や授業にも大きな変化が求められているためである。

さらに、学校の小規模化に対応した授業づくりやICT環境整備や社会と協働した学びが十分ではないこと。同時に、これらの実現に向けた教員の資質・能力の育成にも課題があるためである。

研究の目的・目標としては、研究内容を道教委が推進する各施策に反映するための施策提案や情報提供を行い、全国に先駆けて北海道スタイルの「未来の教育」を実現するというものである。

5 ほっかいどうスクールネットの現状と課題

「未来の教育」の実現に向けては、基盤となるネットワーク環境の整備が必要不可欠である。

北海道が目指す姿を実現するために、予算面を含めて解決しなければならない課題が多くあるが、スクールネットをSINETに接続する方法も検討されている。

検討内容としては、SINETを効果的に活用するための、スクールネット内の回線はどうあるべきか、各学校のネットワークの状況の把握とネットワーク構成はどうあるべきか、Office365やG Suitesなどのパブリッククラウドの活用や専用システムを利用した遠隔教育等におけるセキュリティポリシーはどうあるべきかなどである。

今後、スクールネットや各学校の無線LANを含めたより安定的なネットワーク環境の構築に向けて、財政面やセキュリティ面を含めて、関係課とも連携を図りながら、考え方を整理していく予定である。

おわりに

道研、情報処理教育センターとしては、北海道における教育の情報化が目指す姿を見据え、目指す姿を実現するための基盤づくりに向けて、学校現場の声にも耳を傾けながら「未来の教育」の実現に向けて尽力したいと考えている。

全国大会報告

第30回全国（群馬）大会参加報告

北海道部会副部長 坂口 勝幸

第30回全国（群馬）大会は、8月10（土）11日（日）の2日間にわたり、「未来を切り拓く新しい商業（ビジネス）教育の創造」を統一論題として、高崎商科大学を会場に行われました。

第1日目（8月10日）

連日の猛暑で、この日も開会時に35℃を大きく超える中、開会式、その後会員総会が行われ、前年度事業報告及び決算報告、今年度事業計画及び予算が承認された。

その後、講演、統一論題研究報告となった。

講演1（30回記念講演）として、株式会社ベイシア常務執行役員経営企画部長 染谷典久氏より「ベイシアのマーケティング戦略と将来を担う人材育成」というテーマで、熱の籠もったお話を頂いた。ショッピングセンターチェーンの経営を本務として、142店舗を関東中心に展開していることをベースに、「現代の小売業を取り巻く環境と競争の現状」、「マーケティング戦略の概要」「ベイシアが求める人材と教育体系」について紹介を頂いた。まず、経営理念「For the Customers」の下、創業以来信条として掲げる3つの満足（「お客様の満足」「取引先様の満足」「社員の満足」）を追求する姿勢についての紹介をいただいた。三者の満足が相互に作用することによる効果は、単純に×3以上の成果を生むことを強調されていた。

次に、近年の労働力不足はたいへん大きな課題として認識されており、プロフィットシェアリング（利益還元制度）、勤務地を選べるエリア社員制度、充実した教育制度（OJT）を充実させ、魅力ある職場づくりを心掛けている様子を紹介いただいた。

ビジネス教育に対しては、大きな期待を持っており、ビジネスの基礎知識を有し、柔軟な発想とコミュニケーション力で勝負できる人材が望ましいとされていた。

統一論題研究報告では、まず、愛知支部より「新たな商業教育モデルの構築〜地域社会と協働協業そして創造性〜」というテーマでの発表があった。次に、広島修道大学 河内 満氏より、「商業（ビジネス教育）における労働とAIの問題」というテーマでの発表があった。いずれも、「有為な人材の輩出のために」を中心とした研究であり、アクティブラーニング（AL）の充実による主体性のある人材育成、AIを身近な存在として受け止め、人としての関わり方についての研究は有用な存在であると理解できた。

全国学会の主日程ではないが、同日の夜に、学会創立30周年にあたり、奨励賞および功労者の表彰が行われ、北海道からは元部会長 石垣 巧氏、前部会長 津田

雅彰氏、前事務局長 服部隆廣氏、前全国理事 碓井和弘氏が功労賞を受賞し、代表して碓井氏が受領した。

第2日目（8月11日）

前日より少し低いものの、蒸し暑さを強く感じる中で会となった。

冒頭に、講演Ⅱとして文部科学省教科調査官 田中 圭氏より「高等学校学習指導要領の改訂について」お話を頂いた。改訂スケジュールと教育を取り巻く環境などの総論的なところから、学習評価、主体的・対話的で深い学び＝アクティブ・ラーニングについて、これが目的ではなく、授業改善の大きな手法として適切に取り組む事や高大接続、具体的な科目構成と指導について、細部まで分かりやすくお話し頂いた。

次に、日韓学術交流となったが、4つの研究発表が予定されていたが、2つの発表になった。発表者からは、この学術交流の意義、続けることの大切さが強調され、熱のこもった発表となった。昨今の日韓関係の悪化が影を落とすことになったが、本会の重要な取り組みである事が再認識された。

午後は、3つの分科会に分かれての自由論題報告が行われた。第2分会では、武蔵女子短期大学教授 高橋秀幸氏より、「実践的簿記の学びからプレゼンテーション能力の育成へ〜クラウド会計ソフト「freee」を利用した授業展開〜」というテーマで発表があった。専門ゼミナールおよび卒業研究の取り組みとして、クラウド会計を利用して簿記の知識・技術をどのように関連づけるかについての実践報告となった。

来年度については、令和2年8月23日の1日日程で千葉商科大学を会場に行われる。



（全国大会報告：坂口勝幸氏）

部会報第31号発行にあたり

北星学園大学経済学部経済法学科

教授 足立 清人 氏

1. 総会について

本年度の北海道部会総会が10月5日(土)北星学園大学に於いて、26名の会員が参加し開催されました。平成30年度事業報告・決算報告ならびに令和元年度の事業計画・予算等を審議し、承認されました。また、今年度は役員改選の年ではありませんが、本年度札幌東商業高等学校長に赴任されました西村修一先生が新たに副部長として承認されました。

2. 研究協議会について

研究協議会は、道内各地から27名の会員が参加して開催されました。例年通り、基調講話を3名の先生方にお願ひし、講演では、北星学園大学経済学部経済法学科教授 足立清人先生から「体験・私法教育-商業教育と私法教育の連携を探る」をテーマに講演をいただきました。講演の中で参加者に足立先生が普段おこなっている私法教育を体験する場面を作っていただくなど実践的な講演となりました。その後、実践発表を2つ行い、最後に今後の商業教育について意見交換会を行いました。本年度は、途中で参加者が考える商業教育の諸課題について用紙に記入してもらい、それをもとに議論を進めましたが、なかなか多くの課題は集められませんでした。次年度に向けては、シンポジウム形式を取り入れるなど議論しやすい仕組みを考えていきたいと思ひます。

教育懇談会は北星学園大学生協にて19名が参加して開催されました。忙しい時期と重なりますが、来年度以降も研究発表や実践発表を充実させ、商業教育に携わる者として、研鑽を深める場にしていきたいと思ひます。年齢や役職に関係なく教科商業を学ぶ生徒のために皆さまとともに会の運営を進めていきたいと思ひます。お気づきの点や取り上げてほしい話題などがありましたら遠慮なく事務局までお申しつけください。

3. 研究協議会次第

<研究課題>

「未来社会を切り拓く新しい商業(ビジネス)教育の創造」

全体司会 市立札幌啓北高等学校 石山 俊央

(1) 基調講話 (13:00~13:30)

・北海道高等学校長協会商業部会

北海道札幌東商業高等学校長 西村 修一 氏

・北海道教育庁学校教育局高校教育課キャリア教育

指導グループ指導主事 岩館 良伸 氏

・北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

主査 阿部 敏幸 氏

(2) 全国大会参加報告 (13:30~13:40)

令和元年度全国(高崎)大会に参加して

副部長 坂口 勝幸 氏

(3) 講演 I (13:40~14:40)

「体験・私法教育-商業教育と私法教育の連携を探る」

(4) 実践発表 I (14:50~15:20)

「将来像検討委員会の取組

~「東商ブランド」力の向上に向けて~」

北海道札幌東商業高等学校 副校長 池田 隆 氏

(5) 実践発表 II (15:20~15:50)

「最新の教育動向 ~SINETを活用した未来の教育~」

北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

主査 阿部 敏幸 氏

(7) 意見交換 (17:00~17:30)

テーマ「「これからの商業(ビジネス)教育について」

司会:北海道札幌東商業高等学校 教頭 藤田 和秀 氏

北海道武蔵女子短期大学 教授 高橋 秀幸 氏

(8) 閉会式 (17:30~)

4. 全国会員への加入について(お願い)

当学会は、教科商業に関するテーマの調査研究や教材開発を行うなど幅広い活動をしておりますので、ぜひ全国会員への加入をお願いいたします(年会費は5,000円ですが、北海道部会の会費は不要となります)。

加入方法やなど詳細につきましては、学会 web サイトをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

(学会 web サイト URL : <http://www.syogyo-ed.jp/>)

5. 北海道会員の年会費納入について(お願い)

今年度の総会時の当部会会員数は89名です(この人数は昨年度会費を納入いただいた方、全国会員の方、顧問の方の総数になります)。当部会の運営は、皆さまからの年会費1,000円で成り立っています。このことをご理解いただき、会費の納入につきまして何卒ご協力をお願いいたします。なお、本年度会費が未納の場合、次年度は非会員となり、北海道部会総会・研究協議会の案内は郵送されません。北海道の商業教育を応援する意味合いも含めて会員継続手続きをお願いいたします。

また、随時会員を募集しておりますので、入会を希望される方は事務局まで連絡をお願いします。

6. 来年度の総会・研究協議会について(お知らせ)

来年度の総会・研究協議会は、令和2年10月に札幌国際大学(日程と会場は仮)での開催を予定しております。開催が近くなりましたら会員の皆さまに案内を差し上げます。皆さまの参加をお待ちしております。

(文責:高橋秀幸)

<事務局>

〒001-0022 札幌市北区北22条西13丁目

北海道武蔵女子短期大学大学335研究室内

部長:川眞田 政夫 事務局長:高橋 秀幸

Tel:011-726-3141(代) Fax:011-726-3144(代)

E-mail: hide@hmjc.ac.jp